

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………（同）…三
- 家畜人工授精師の登録……………（産業労働局農林水産部農業振興課）…五
- 保安林の皆伐面積の限度……………（産業労働局農林水産部森林課）…五
- 保安林の指定施業要件の変更……………（同）…六
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…六
- 都道の供用開始……………（同）…八
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…八
- 都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…九
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…二
- 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………（環境局環境改善部大気保全課）…二

公告

告示

- 令和二年度職業訓練指導員試験の実施……………（産業労働局雇用就業部能力開発課）…四
- 令和二年度技能検定の後期実施……………（同）…六
- 令和二年度下半期（島しょ地区）危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………（東京消防庁）…六

東京都告示第千三百三十四号

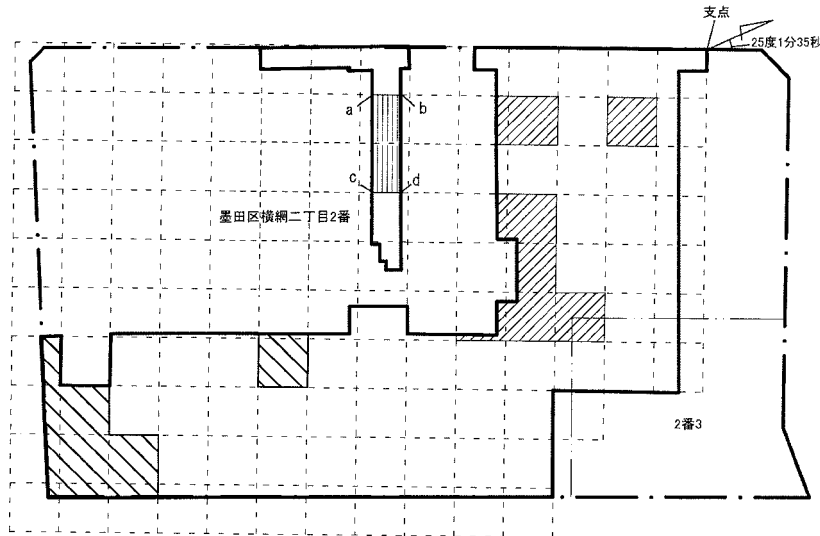
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年九月一日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区横網二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- 調査範囲
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第343号により指定した区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第1577号により指定した区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)

指定する区域の座標

点名	X座標	Y座標
a	-33305.390	-3559.146
b	-33299.998	-3556.629
c	-33313.632	-3540.922
d	-33308.238	-3538.403

【支点】
 支点の位置は X=-33240.476, Y=-3539.876 とする。
 ※本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(25度1分35秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百三十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年九月一日

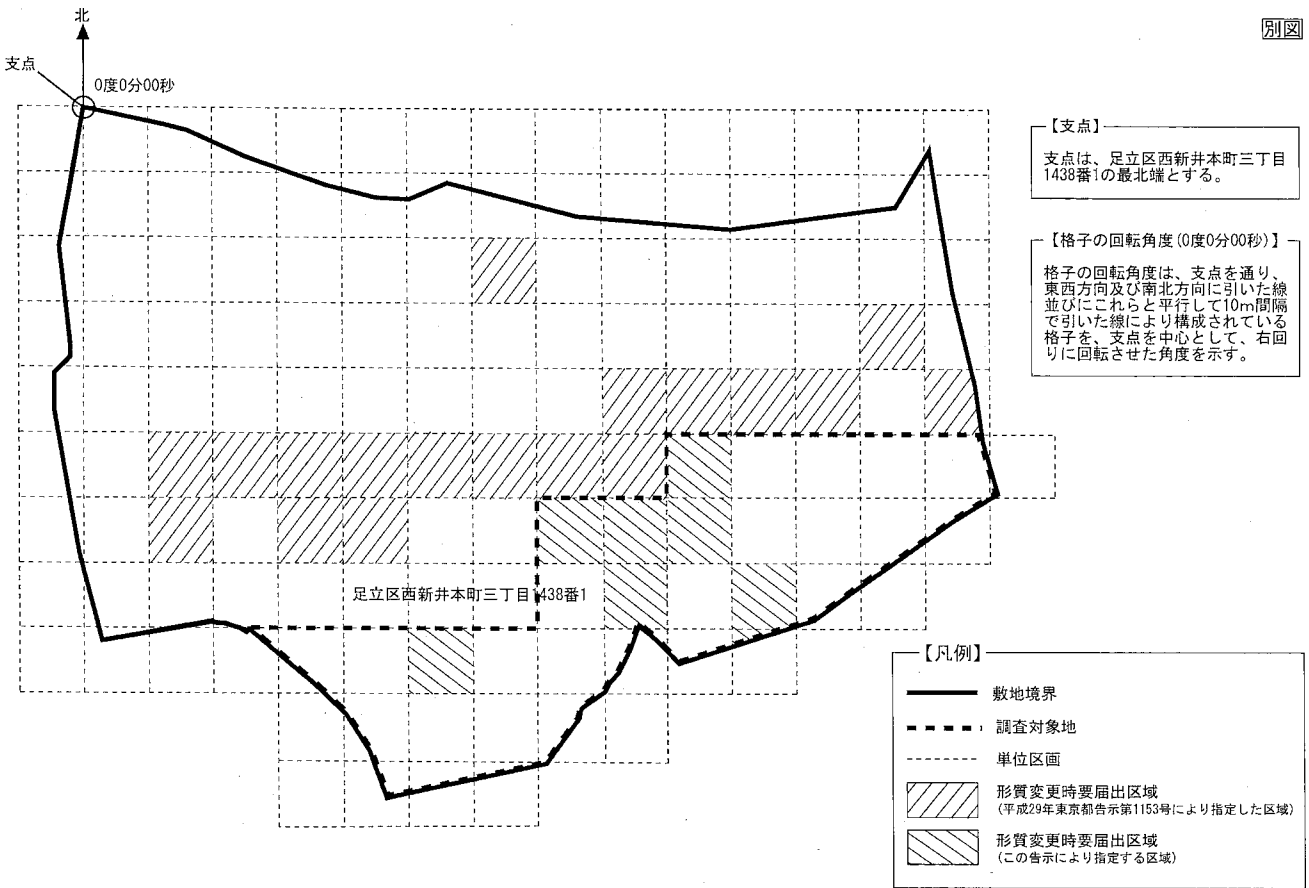
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区西新井本町三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千三百三十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千三百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年九月一日

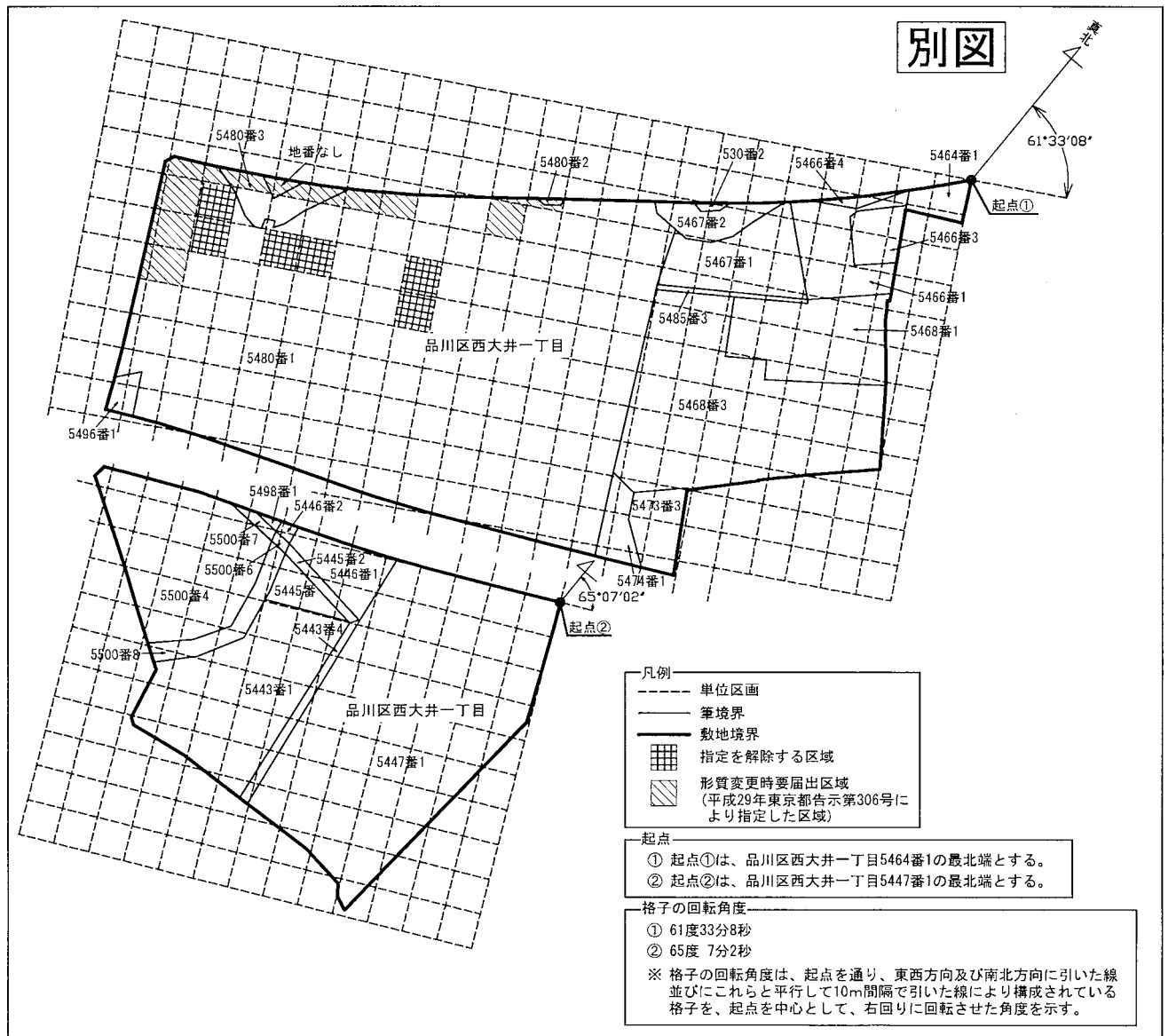
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区西大井一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第千百三十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第百九十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(豊島区上池袋三丁目地内)

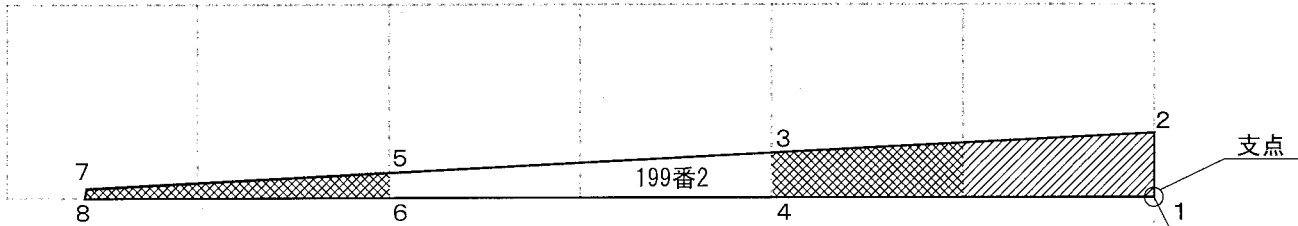
二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

豊島区上池袋三丁目



座標値一覧

地点	X	Y
1	-28716.386	-10449.787
2	-28719.303	-10451.372
3	-28727.784	-10433.195
4	-28725.818	-10432.150
5	-28736.251	-10415.046
6	-28735.178	-10414.475
7	-28742.933	-10400.722
8	-28742.602	-10400.458

※表中の座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【支点】
支点は、座標値(X=-28716.386, Y=-10449.787)とする。

【格子の回転角度(27度59分20秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 調査対象地
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域 (平成31年東京都告示第199号により指定した区域)
- 指定を解除する区域

●東京都告示第千三百三十八号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

令和二年九月一日

東京都知事 小池 百合子

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第八百二十五号 令和二年九月一日 大田区大森南三丁目八番二 平林 慶太 牛 家畜人工授精の業務

●東京都告示第千三百三十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第四項に規定する令和三年三月三十一日までに伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和二年九月一日

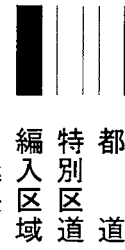
東京都知事 小池 百合子

保安林の種類	単位	同一単位とされる区域	皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)
水源涵養保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	六四五・八二
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	二六四・二二

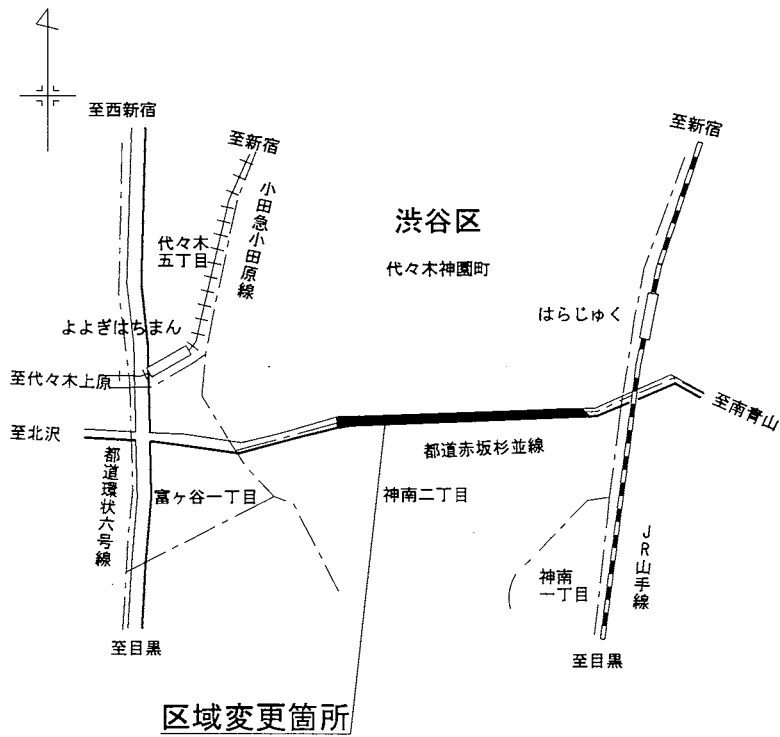
<p>土砂流出防備 保安林</p> <p>浅川 八王子市の区域 計 七九・九一 多摩川 青梅市及び西多摩 郡奥多摩町の区域 四七・八九 秋川 あきる野市並びに 西多摩郡日の出町 及び同郡檜原村の 区域 四・〇三</p>	<p>土砂崩壊防備 保安林</p> <p>浅川 八王子市及び町田 市の区域 一五・七九 大島 神津島村の区域 〇・五〇 八丈島 八丈島八丈町の区 域 八一・五四</p>	<p>干害防備保安 林</p> <p>計 一四九・七五 秋川 あきる野市及び西 多摩郡日の出町の 区域 〇・五八 大島 大島町の区域 一・八六 八丈島 八丈島八丈町の区 域 〇・四〇 小笠原 小笠原村の区域 八六・八八 諸島 計 八九・九二 多摩川 青梅市及び西多摩 郡奥多摩町の区域 一六・三八 秋川 あきる野市並びに 西多摩郡日の出町 及び同郡檜原村の 区域 二〇・四四 浅川 八王子市及び町田 区域 一〇・五二</p>	<p>市ノ区域 小笠原 小笠原村の区域 一九六・〇〇 諸島 二四三・三四 計</p>	<p>●東京都告示第千四百四十号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条 の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要 件を変更する。 令和二年九月一日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西多摩郡檜原村字三都郷七七二八番</p> <p>二 保安林として指定された目的 干害の防備</p> <p>三 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>1 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産 業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供 する。)</p>	<p>●東京都告示第千四百四十一号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項 の規定により、都道の区域を次のように変更する。 その関係図面は、令和二年九月一日から起算して二週間 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 令和二年九月一日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 路線名 赤坂杉並</p> <p>二 変更の区間 渋谷区神南二丁目一番地先から同所二十 五番一地内まで</p> <p>三 変更の概要 別図表示のとおり</p>
---	--	--	--	---	---

別図

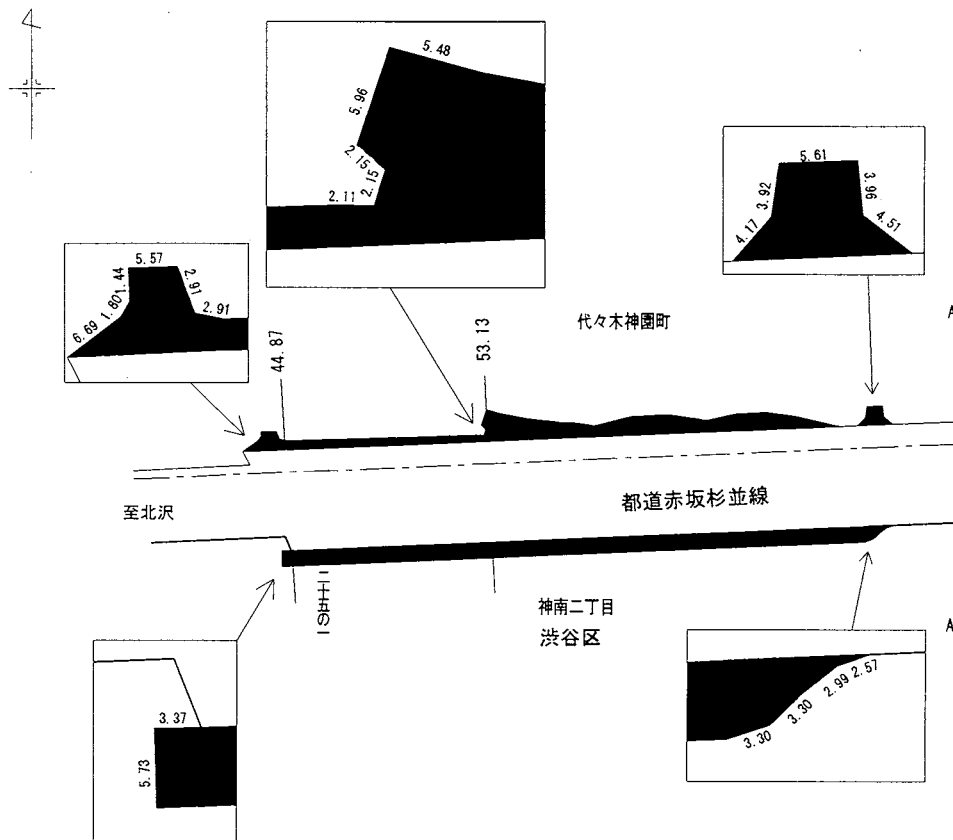
都道赤坂杉並線区域変更略図
渋谷区代々木神園町～神南二丁目

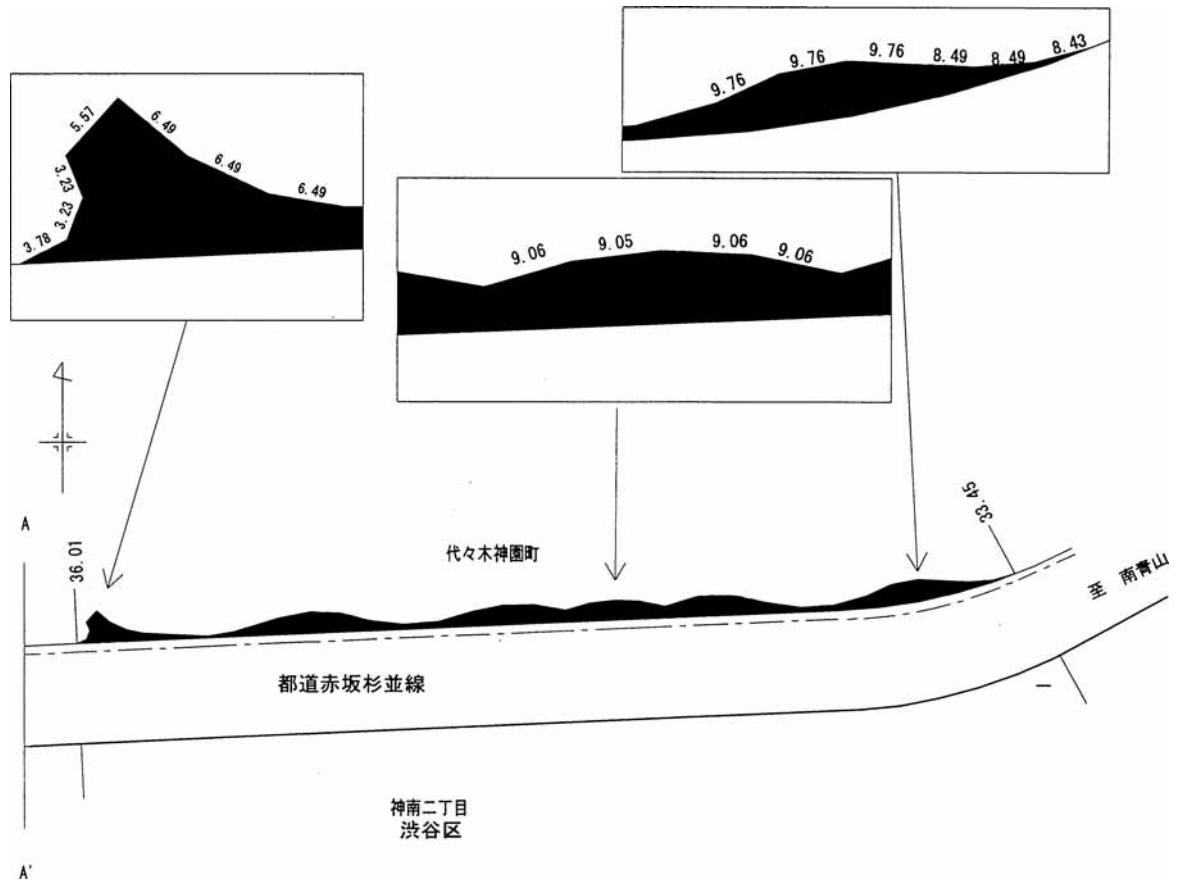


延長 六一五・一四メートル
面積 三、八四二・六五平方メートル



区域変更箇所





●東京都告示第千四百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年九月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年九月一日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 赤坂杉並

二 供用開始の区間 渋谷区神南二丁目一番地先から同所二十五番一地内まで

三 供用開始の期日 令和二年九月一日

●東京都告示第千四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和二年九月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年九月一日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名

赤坂杉並

二 占用を制限する区間

渋谷区神南二丁目一番地先から同所二十五番一地内まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和二年九月二日

●東京都告示第千四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年九月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 北品川四谷

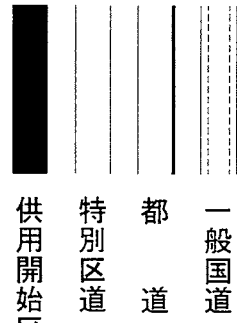
二 供用開始の区間 新宿区霞ヶ丘町百二番二地先から同所百三番地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

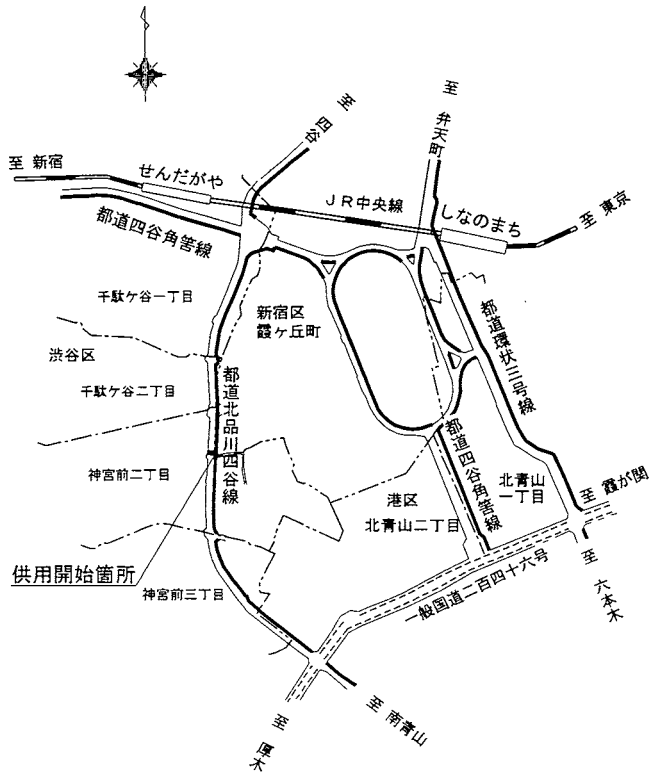
四 供用開始の期日 令和二年九月一日

別図

都道北品川四谷線供用開始略図
新宿区霞ヶ丘町地内



延長 九・〇六メートル
 面積 二四・〇四平方メートル



●東京都告示第千四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和二年九月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

北品川四谷

二 占用を制限する区間

新宿区霞ヶ丘町百二番二地先から同所百三番地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和二年九月二日

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五十五号）第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱（平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号）第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

令和二年九月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定した機器等

(一) グレードA A

別記一のとおり

(二) グレードA

別記二のとおり

二 認定年月日

令和二年七月二十八日

公 告

別記一

グレードAA

認定番号	認定機器の種類	代表型式の名称	申請者の氏名又は名称
GA A二〇一〇〇一	蒸気ボイラー	WF―2500GEX(九十八%仕様、ALフィン仕様)	川重冷熱工業株式会社
GA A二〇一〇〇二	同右	WF―2500GEX(九十九%仕様、ALフィン仕様)	同右
GA A二〇一〇〇三	同右	WF―2500GEX(九十九%仕様、SUSフィン仕様)	同右
GA A二〇一〇〇四	同右	WF―3000GEX(九十八%仕様、ALフィン仕様)	同右
GA A二〇一〇〇五	同右	WF―3000GEX(九十九%仕様、ALフィン仕様)	同右
GA A二〇一〇〇六	同右	WF―3000GEX(九十九%仕様、SUSフィン仕様)	同右
GA A二〇一〇〇七	給湯器	GQ―C2432WXB L	株式会社ノーリツ
GA A二〇一〇〇八	同右	GQ―C2032WXB L	同右
GA A二〇一〇〇九	同右	GQ―C2434WZ―C	同右
GA A二〇一〇一〇	同右	GQ―C2034WZ―C	同右
GA A二〇一〇一一	同右	GQ―C2038WXSBLほか四型式	同右
GA A二〇一〇一二	同右	GQ―C2422WZD―FH	同右
GA A二〇一〇一三	同右	GQ―C3222WZ―1	同右
GA A二〇一〇一四	同右	GT―C2462AWXBLほか七十二型式	同右
GA A二〇一〇一五	同右	GT―C2062AWXBLほか七十五型式	同右
GA A二〇一〇一六	同右	GT―C2063AWXBLほか二十八型式	同右
GA A二〇一〇一七	ガスヒートポンプ	AWGP450G1Zほか七型式	アイシン精機株式会社
GA A二〇一〇一八	同右	AWGP710G1Zほか七型式	同右
GA A二〇一〇一九	同右	U―GH224U1Dほか五型式	パナソニック株式会社
GA A二〇一〇二〇	同右	U―GH560U1Dほか十一型式	同右

別記二 グレードA	認定番号	認定機器の種類	代表型式の名称	申請者の氏名又は名称
	GAX二〇一〇二一	ガスヒートポンプ	U GH710U1Dほか十一型式	パナソニック株式会社
	GAX二〇一〇二二	同右	YNYP450L1NBほか一型式	ヤンマーエネルギーシステム株式会社
	GAA二〇一〇二三	同右	YNYP560L1NBほか一型式	同右
	GAA二〇一〇二四	同右	YNYP710L1NBほか一型式	同右
	GAA二〇一〇二五	同右	YNYP850L1NBほか一型式	同右
	GAX二〇一〇〇一	蒸気ボイラー	EQR 502NM	申請者の氏名又は名称
	GAX二〇一〇〇二	給湯器	GQ C2434WSBLほか七型式	株式会社日本サーモエナー
	GAX二〇一〇〇三	同右	GQ C2034WSBLほか十一型式	株式会社ノーリツ
	GAX二〇一〇〇四	ガスヒートポンプ	AWGP560G1Zほか七型式	アイシン精機株式会社
	GAX二〇一〇〇五	同右	AWGP850G1Zほか七型式	同右
	GAX二〇一〇〇六	同右	U GH280U1Dほか五型式	パナソニック株式会社
	GAX二〇一〇〇七	同右	U GH355U1Dほか五型式	同右
	GAX二〇一〇〇八	同右	U GH450U1Dほか十一型式	同右
	GAX二〇一〇〇九	同右	U GH850U1Dほか十一型式	同右

<p>令和二年度職業訓練指導員試験の実施について 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。</p> <p>令和二年九月一日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 試験を実施する職種 全職種</p> <p>二 試験の科目 試験は、実技試験及び学科試験について行い、その科目は、次のとおりとする。</p> <p>職種 実技試験の科目 学科試験の科目</p> <p>全職種 なし （理容科及び美容科を除く。） 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規。以下同じ。）</p> <p>理容科 理容</p> <p>一 指導方法 二 関連学科</p> <p>1 系基礎学科</p> <p>① 理容・美容技術概論（器具取扱い及び基礎技術）</p> <p>② 衛生管理（公衆衛生、環境衛生、感染症及び衛生管理技術）</p> <p>③ 保健（人体（頭部・顔部・頸部）の構造や機能及び皮膚</p>		
	<p>美容科 美容</p> <p>一 指導方法 二 関連学科</p> <p>1 系基礎学科</p> <p>① 理容・美容技術概論（器具取扱い及び基礎技術）</p> <p>② 衛生管理（公衆衛生、環境衛生、感染症及び衛生管理技術）</p> <p>③ 保健（人体（頭部・顔部・頸部）の構造や機能及び皮膚や皮膚付属器官の構造・機能・保健衛生・疾患）</p> <p>④ 化粧品化学</p> <p>⑤ 運営管理（経営・労務管理及び接客法）</p> <p>⑥ 安全衛生（産業安全、労働衛生、労働災害及び関係法</p>	<p>や皮膚付属器官の構造・機能・保健衛生・疾患）</p> <p>④ 化粧品化学</p> <p>⑤ 運営管理（経営・労務管理及び接客法）</p> <p>⑥ 安全衛生（産業安全、労働衛生、労働災害及び関係法規）</p> <p>2 専攻学科</p> <p>理容理論（文化論、理容技術理論及び関係法規・制度）</p>
		<p>規）</p> <p>2 専攻学科 美容理論（文化論、美容技術理論及び関係法規・制度）</p> <p>三 実技試験及び学科試験の免除 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十六条及び附則第十条の規定に該当する者は、実技試験及び学科試験の一部又は全部の免除を受けることができる。</p> <p>四 受験資格</p> <p>(一) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。</p> <p>(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者</p> <p>(2) 職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者</p> <p>(3) 昭和四十五年労働省告示第十七号（職業訓練指導員試験の受験資格）に規定する者</p> <p>(二) 指導方法のみを受験する者は、(一)の規定に加え、次に該当する者とする。</p> <p>職業能力開発促進法施行規則第四十六条により、実技試験及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される者</p> <p>(三) (一)及び(二)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者</p>

五 試験日時及び場所

(一) 実技試験

理容科

令和三年一月二十日(水曜日)
午後一時四十五分から
東京都立中央・城北職業能力開
発センター板橋校人材育成プラ
ザ

美容科

令和三年一月二十日(水曜日)
午後一時四十五分から
東京都立中央・城北職業能力開
発センター板橋校人材育成プラ
ザ

(二) 学科試験

指導方法

令和三年一月十六日(土曜日)
午前十時から
東京工科大学蒲田キャンパス三
号館(大田区西蒲田五丁目二十
三番二十二号)

系基礎学科(理容
科・美容科)

令和三年一月二十日(水曜日)
午前十時から
東京都立中央・城北職業能力開
発センター板橋校人材育成プラ
ザ

専攻学科(理容科
・美容科)

令和三年一月二十日(水曜日)
午前十一時三十分から
東京都立中央・城北職業能力開
発センター板橋校人材育成プラ
ザ

六 受験申請の手続

(一) 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書、写真二枚(縦四
センチメートル、横三センチメートル、申請前六箇
月以内に撮影した正面、上半身、無帽のもの)、身
分証明書の写し及び受験資格を証明する書類(卒業

証明書若しくは修了証明書、各種免許証の写し若し
くは合格証明書又は実務経験証明書)

(2) 実技試験及び学科試験の全部又は一部の免除を受
けようとする場合は、その資格を証明する書類

(二) 提出書類の受付期間
郵送による提出書類のみ受け付ける。
令和二年十月二十二日(木曜日)から同月二十九日
(木曜日)(当日消印有効)まで

(三) 郵送方法及び郵送場所
次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。
郵便番号一六三三八〇〇一
新宿区西新宿二丁目八番一号東京都庁第一本庁舎
東京都産業労働局雇用就業部能力開発課技能評価担
当

(四) 受験手数料
(1) 受験手数料は、次に掲げる額の合計額とする。た
だし、実技試験又は学科試験の一部免除を受けるこ
とができる者にあつては、受験に係る額とする。

ア 実技試験
理容科 一万五千八百円
美容科 一万五千八百円

イ 学科試験
全職種 三千百円

(五) 試験免除資格審査
令和二年十二月中旬頃までに、受験申請書に記載の

受験票
二千円

住所に郵送する。

(六) その他

受験申請書用紙及び受験案内は、東京都産業労働局
雇用就業部能力開発課において配布する。
なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(日本産
業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表
に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付
けたもの)を同封すること。

七 合否判定の基準

(一) 実技試験並びに学科試験の指導方法、系基礎学科及
び専攻学科の全てについて、満点の六割以上の得点が
あり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科
の科目全てについて満点の五割以上の得点がある場合
は、合格とする。

(二) 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合
(一)に該当する場合を除く。)は、実技試験に限り合
格とする。

(三) 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の
得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、指
導方法に限り合格とする。

(四) 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満
点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の
全てについて満点の五割以上の得点がある場合(一)に
該当する場合を除く。)は、当該学科試験に限り合格
とする。

八 合格発表及び合否の通知
合格者は、令和三年二月十七日(水曜日)に東京都ホ
ームページ内、TOKYOはたらくネット(<https://>

www.hataarakunetro.tokyo.lg.jp)に掲載する。また、受験者全員に試験結果通知書を郵送する。

九 問合せ先
東京都産業労働局雇用就業部能力開発課
電話〇三(五三二〇)四七一七

令和二年度技能検定後期実施について
職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、令和二年度技能検定後期実施について、次のとおり公告する。

令和二年九月一日
東京都知事 小 池 百合子

一 受検資格
職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十五条に定める者

二 日程、職種、場所等
技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び学科試験によって行う。

(一) 実施期日及び実施職種
ア 実技試験

次のイで定める職種について、令和二年十二月四日(金曜日)から令和三年二月二十一日(日曜日)までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

令和三年一月二十四日(日曜日)に実施する職種
一級及び二級
機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御

に係るものに限る。)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、紳士服製造(紳士既製服製造に係るものに限る。)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、配管(建築配管に係るものに限る。)、型枠施工及びガラス施工

三級
配管(建築配管に係るものに限る。)、及び型枠施工
令和三年一月三十一日(日曜日)に実施する職種

特級
製造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

一級及び二級
さく井、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。)、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備(走行装置整備及び鉄道車両点検・調整に係るものに限る。)、時計修理、油圧装置調整、冷凍空気調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、製本、パン製造、厨房設備施工、防水施工(アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシート工法防水工事に係るものに限る。)、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図

三級
造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)

る。)、機械・プラント製図及び貴金属装身具製作
単一等級
エーエルシーパネル施工及びバルコニー施工
令和三年二月三日(水曜日)に実施する職種

一級及び二級
舞台機構調整
令和三年二月七日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級
金属ばね製造、ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造(光学機器組立てに係るものに限る。)、空気圧装置組立て、縫製機械整備、プリプレス、菓子製造(和菓子製造に係るものに限る。)、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。)、電気製図及び広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)

三級
機械検査、プリント配線板製造(プリント配線板設計に係るものに限る。)、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。)、電気製図、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)

令和三年二月十一日(木曜日)に実施する職種

三級
機械加工(普通旋盤、フライス盤及びマシンングセンタに係るものに限る。)、工場板金

(曲げ板金に係るものに限る。)、ブロック建築、化学分析及びフラワー装飾

令和三年二月十四日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

機械加工(普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。)、プラスチック成形(ブロー成形に係るものに限る。)、家具製作及びブロック建築

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

令和二年十一月二十七日(金曜日)に東京都職業能力開発協会で行う。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

三 受検申請の手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
及び身分証明書の写し

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(二) 提出書類の受付期間

郵送による提出書類のみ受け付ける。

令和二年十月五日(月曜日)から同月十六日(金曜日)(当日消印有効)まで

日(当日消印有効)まで

(三) 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号一〇二一八一―三

千代田区飯田橋三丁目十番三号東京しごとセンター

七階 東京都職業能力開発協会業務課

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会に配布する。

イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、二(一)に掲げる検定職種でない職種についても受検申請することができる。

四 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験	二級	全ての申請者	一万八千二百円
及び	三級	全ての申請者	五千円
以外	の級	全ての申請者	五千円
二級	全ての申請者	一万八千二百円	(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、九千二百円)
三級	在校生	一万二千二百円	(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、三千百円)

二級	全ての申請者	一万八千二百円	(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、九千二百円)
三級	在校生	一万二千二百円	(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、三千百円)

三級	在校生	一万二千二百円	(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、三千百円)
----	-----	---------	-----------------------------

在校生 一万八千二百円(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、九千二百円)

以外 五千円

学科試験 各級 全ての申請者 三千百円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者については、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査

二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、令和二年十一月上旬頃までに東京都職業能力開発協会から郵送される請求書に基づき、振込みにより納付するものとする。また、納付した手数料は、申請の取消し、試験の欠席等の理由があっても返還しない。

五 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 合格者の発表等

技能検定合格者は、令和三年三月十九日(金曜日)に、東京都ホームページ内、TOKYOはたらくネット(<https://www.hatarakunet.tokyo.lg.jp/>)に掲載する。

なお、特級、一級及び単二等級の職種の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。

六 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区飯田橋三丁目十番三番東京しごとセンター七階 電話〇三(五二一一)二三三三

東京都産業労働局雇用就業能力開発課 新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三(五三二〇)四七一七

<p>令和2年度下半期（島しょ地区）危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施について</p> <p>消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。</p> <p>令和2年9月1日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>1 危険物取扱者保安講習</p> <p>(1) 講習区分</p> <p>ア 第1区分（給油取扱所）</p> <p>イ 第2区分（製造所及び一般取扱所）</p> <p>ウ 第3区分（屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び移送取扱所）</p> <p>エ 第4区分（地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所）</p> <p>オ 第5区分（屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所）</p> <p>(2) 受講対象者</p> <p>危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所</p> <p>ア 実施日時 令和2年10月25日（日曜日）午前9時から午後1時まで</p> <p>イ 実施場所 新島村住民センター</p>	<p>新島村本村一丁目1番1号</p> <p>(4) 受講申請の受付日時及び受付場所</p> <p>ア 受付日時 令和2年10月25日（日曜日）午前8時30分から午前9時まで</p> <p>イ 受付場所 新島村住民センター 新島村本村一丁目1番1号</p> <p>2 消防設備士講習</p> <p>(1) 講習区分</p> <p>ア 消火設備</p> <p>イ 警報設備</p> <p>ウ 避難設備・消火器</p> <p>(2) 受講対象者</p> <p>消防設備士免状の交付を受けている者</p> <p>(3) 実施日時及び実施場所</p> <p>ア 実施日時 令和2年10月24日（土曜日）午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 実施場所 新島村住民センター 新島村本村一丁目1番1号</p> <p>(4) 受講申請の受付日時及び受付場所</p> <p>ア 受付日時 令和2年10月24日（土曜日）午前8時30分から午前9時まで</p> <p>イ 受付場所 新島村住民センター</p>	<p>新島村本村一丁目1番1号</p> <p>3 問合せ先</p> <p>東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）</p>
---	--	---

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 500円（送料を含む）

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 03(3812)5201(代) 郵便番号 113-0001

